

仕事をしたい、長続きさせたいと考えている40歳未満の方へ

若者の自立を応援します

若者自立支援相談—個別面談に応じます

支援を必要とする若者の増加

若年人口が減少する一方、平成30年総務省統計局「労働力調査」によると、15歳から39歳までの就業・家事・通学をしていない無業者は、全国に約71万人いることが分かりました。この課題を解決するため、厚生労働省では社会とのつながりを失っている若者無業者やフリーターの就労支援を行い、未来を支える人材を育成しようと、全国で「地域若者サポートステーション事業」を行っています。



▲みらいえで行う相談窓口は月2回

西脇市内で応じる無料相談

地域若者サポートステーション事業は、若者支援にノウハウを持つ専門機関に委託して実施されています。西脇市では、一般社団法人ひょうご若者自立支援センター「あかし若者サポートステーション」と共同で「若者自立支援相談」を実施。暮らしに困難を抱える若者やその家族の思いと希望をうかがい、自立して自分らしく働き続けられるように支援を行っています。

就労セミナーで技能習得

若者自立支援相談は、社会復帰に向けた第一歩。相談窓口をステップとし、就労のために必要な技能を修得する就労支援セミナーや職場体験、就職後の相談なども行います。継続した支援を通して相談者が自信を持ち、仕事に定着できるように取り組んでいます。

まずは「相談ください」

例えば、こんなことで悩んでいませんか。
・何がしたいか分からない
・高校や大学在学中の就職活動でつまずき、怖くなった
・何をやってもうまくいかなかった
社会での自立に向けて課題を抱える方や就労に対する不安がある方など、まずはご相談ください。また、ご家族からの相談にも応じます。

相談窓口（予約優先）

◆とき
毎月第1・3木曜日午後1時～4時／相談時間11回50分（6月は6日・20日）
◆ところ
みらいえワークルーム
◆予約・問合せ
ひょうご若者自立支援センター（☎078-91510677）

相談員さんに聞きました

- ◇一人一人に寄り添った相談を
相談者の希望に合わせることを一番大切にしています。これまでの生き立ちや職務経験など、全く同じ方はいませんからね。相談者が今どのような状況なのか、しっかりと話を聞きます。
- ◇一人でいけないときは同行支援も
相談者の状況や悩みなどを聞いたあと、本人の希望などに合わせてボランティア活動や職場体験を実施します。「できる」という成功体験を増やすんです。それを積み重ねて就労につなげます。必要に応じてハローワークや福祉機関と連携したり、一人で活動や体験に参加しづらいときは、一緒に行くことも

- ありますよ。相談者のペースに合わせて、時間を掛けた対応を心掛けています。
- ◇就労しても次の課題が
支援した相談者から「採用されました」と連絡をもらうと、本当にうれしい。親心に近いところがありますね。しかし喜びの反面、「いかに長く働き続けてもらうか」という次の課題も待ち受けています。
- ◇よりきめ細やかな対応を目指して
みらいえへの出張相談のほか、今年度からはスカイプを活用したウェブ面談にも応じ、相談体制を充実させていきます。



あかし若者サポートステーション 統括コーディネーター 冨田真弓さん

住宅や事業所として10年以上活用予定の方へ

空き家の改修費を補助します

空き家の活用を促進するため、市内の空き家を改修し、住宅または事業所に活用しようとする方に改修費を補助します。

◆補助要件

①申請者の要件

空き家を改修し、住宅または事業所の用途で10年以上活用しようとする方（下記に該当する場合を除く）

- ・用途を重複して補助金の交付を受けようとする方
- ・国、県および市から他に補助金等（次世代住宅ポイントを含み、耐震診断または耐震改修の実施のための補助金等を除く。）を受ける方
- ・不動産の売買または賃貸を主たる業とする方
- ・暴力団員または暴力団密接関係者
- ・市税等の滞納がある方 ほか

②対象物件の要件

市内の住宅で、下記の要件を全て満たすもの

- ・おおむね6ヵ月以上居住していないこと
- ・新築後20年以上経過していること
- ・キッチン、トイレまたは浴室が10年以上更新されていないこと
- ・現に別荘等として使用していないこと
- ・同一敷地内の別の家屋に居住していないこと
- ・賃貸または売却用物件として継続的に管理されていないこと



▲詳しい助成額はこちら

③対象外となる物件

- ・土砂災害特別警戒区域内にあるもの
- ・急傾斜地崩壊危険区域内にあるもの
- ・建築基準法など各種法令に適合していないもの
- ・改修後、一定の耐震基準を満たすことができないもの
- ・来年2月までに実績報告を行える見込みがないもの

◆補助金上限額

住宅＝最大225万円／事業所＝最大200万円
※補助額は、空き家の所在地や申請時の世帯構成員の年齢などによって異なります。

◆申請方法

改修前に、交付申請書、実施計画書、事業費内訳書、平面図等を提出してください。様式は市ホームページからダウンロードできます。

◆受付期間

6月3日（月）～12月16日（月）
※予算額に達し次第、受付終了。

◆申込み・問合せ

次世代創生課（市役所内線397）



ごみダイエット通信

◆環境課（☎22-3111）

第26話 「リポベジ」を「存じですか」

再生野菜「リポベジ」の「ごみ減量と節約」

リポベジは「リポーンベジタブル」の略で、再生野菜のことをいいます。青ネギや豆苗などの根を水に浸して栽培し、再生後に食すというものです。リポベジを行うと野菜の生ごみを減らすことができ、家計にも優しいエコ活動となります。

て残しましょう。小松菜やホウレンソウは根の部分を残しましょう。
②切った野菜を容器にセットする
切った野菜を適当なサイズのタッパーなどの容器に入れ、水を張ったら準備完了です。ネギや小松菜など縦に伸びる野菜はスポンジの中央に穴を開けて立たせると、倒れずに育ちます。

○育て方の注意点

ベランダなどで土を使って家庭菜園をする場合、育て方を調べたり、種や苗、肥料の準備をしたりしなければなりません。しかし、リポベジは水で育てるため、初心者でも気軽に取り組むことができます。

リポベジを実践しよう

リポベジを実践してみよう。育て方にはいくつかの注意点がありません。

①野菜を用意する
大根などの葉は再生します。ヘタの部分少し厚めに切つ

・再生は1〜2度にとどめる
* * *
リポベジで取り組むごみ減量。身近な野菜を使って実践できます。皆さんも一緒に挑戦しませんか。